

ID: 182

担当部署: 企画部 広報国際交流課

<p>処分の概要</p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第9条(第17条第3項において読み替える場合を含む。)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成22年条例第38号</p>		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第1項各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第17条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、潮芦屋交流センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 潮芦屋交流センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 潮芦屋交流センターの運営に関する業務</p> <p>(3) 潮芦屋交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、潮芦屋交流センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の第6条第3項、第7条及び第9条の規定の適用については、第6条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 183

担当部署: 企画部 広報国際交流課

処分の概要	施設使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第11条
例 規 番 号	平成22年条例第38号

【根拠条文】

(施設使用料)

第11条 別表第1に掲げる施設の使用者は、同表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めるときは、後納させることができる。

別表第1(第11条関係)

施設使用料金表

1 国際交流センター

室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)		施設使用料金(円)				
				朝	昼		夜	
				午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時30分	
多 目 的 室	201室	79	多目的	48	2,440	1,420	1,420	3,150
	202室	79	室 (180)	48	2,440	1,420	1,420	3,150
	203室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
204室	72	44		2,240	1,320	1,320	2,950	
205室	43	26		1,320	810	810	1,730	
206調理・試食室	78	30		4,170	2,440	2,440	6,000	

2 潮芦屋集会所

室名	広さ	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
101室	52m ²	32	1,730	1,930	2,240
102室	35m ²	22	1,220	1,520	1,830
103室	17m ²	12	710	810	1,010
104和室	8畳	16	1,010	1,120	1,220

区分		施設使用料金(円)					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
屋外交流広場	テニスコートA	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	テニスコートB	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	テニスコートC	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
備考		<p>1 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこの表の施設使用料に加算する。</p> <p>(1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき 使用区分に係る施設使用料の10割の額</p> <p>(2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき。</p> <p>ア 入場料等が1,000円以下のとき 使用区分に係る施設使用料の3割の額</p> <p>イ 入場料等が1,001円以上のとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額</p> <p>(3) 営利につながる展示(即売は禁止)のために使用するとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額</p> <p>2 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。</p> <p>3 2区分以上の区分を引き続いて使用しようとするときは、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。</p> <p>4 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。</p>					
備考		<p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>					
備考							
設定年月日		平成28年4月1日		最終変更年月日		令和2年10月1日	

ID: 184

担当部署: 企画部 広報国際交流課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収																																							
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第12条第1項																																							
例 規 番 号	平成22年条例第38号																																							
<p>【根拠条文】 (附属設備等使用料) 第12条 別表第2に掲げる附属設備等の使用者は、同表に定める附属設備等使用料を前納しなければならない。 2 前条ただし書の規定は、附属設備等使用料について準用する。</p> <p>別表第2(第12条関係) 附属設備等使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 15%;">使用料金 (円)</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">映写</td> <td>液晶プロジェクター</td> <td>1式</td> <td>2,030</td> <td>スクリーンを含む。</td> </tr> <tr> <td>ブルーレイディスクプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>1,010</td> <td>モニターテレビを含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音響</td> <td>多目的室音響装置</td> <td>1式</td> <td>1,830</td> <td>マイクを含む。</td> </tr> <tr> <td>204室・205室音響装置</td> <td>1式</td> <td>1,010</td> <td>マイクを含む。</td> </tr> <tr> <td>多目的室ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>810</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDデッキ</td> <td>1台</td> <td>810</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>屋外交流広場照明設備</td> <td>1時間</td> <td>250</td> <td>1時間未満は1時間とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この附属設備等使用料は、全日をもって1単位とする。(施設の使用許可を受けていない区分については、使用の許可をしない。) 2 市外の居住者及び市外の団体等が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>					種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	映写	液晶プロジェクター	1式	2,030	スクリーンを含む。	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,010	モニターテレビを含む。	音響	多目的室音響装置	1式	1,830	マイクを含む。	204室・205室音響装置	1式	1,010	マイクを含む。	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810		CDデッキ	1台	810		照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考																																				
映写	液晶プロジェクター	1式	2,030	スクリーンを含む。																																				
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,010	モニターテレビを含む。																																				
音響	多目的室音響装置	1式	1,830	マイクを含む。																																				
	204室・205室音響装置	1式	1,010	マイクを含む。																																				
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810																																					
	CDデッキ	1台	810																																					
照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。																																				

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 185

担当部署: 企画部 広報国際交流課

<p>処分の概要</p>	<p>駐車場の使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第13条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成22年条例第38号</p>		
<p>【根拠条文】 (駐車場使用料) 第13条 駐車場の使用料の額は、駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>